

都市計画マスタープラン 全体構想

本資料は都市計画マスタープラン本編に記載している全体構想の更新版です。現行計画からの変更箇所は赤字で記載しています。

第4章 都市づくりの基本理念と目標

1 都市づくりの基本理念

本市のまちの将来像は、第6次犬山市総合計画（策定中）において『水と緑と伝統 みんなつながり みんなうるおう 豊かさ実感都市 犬山』と定められており、この理念とともに、上位計画である尾張都市計画区域マスタープランや市民アンケートによる将来のまちのイメージを踏まえつつ、本計画における都市づくりの基本理念を以下のとおり定めます。

尾張都市計画区域マスタープラン 基本理念	第6次犬山市総合計画（案） まちの将来像	市民アンケート 将来のまちのイメージ
広域からヒトやモノが 集まるとともに、 歩いて暮らせる身近な生活圏が 形成された都市づくり	水と緑と伝統 みんなつながり みんなうるおう 豊かさ実感都市 犬山	第1位 「歩いて行ける範囲に生活に必要な 施設が充実したまち（63.7%）」 第2位 「防災・防犯に優れた安心安全に 暮らせるまち（46.2%）」 第3位 「子ども、高齢者、障がい者に やさしいまち（35.4%）」

都市づくりの基本理念

安心で快適な暮らしを支え 多様な『住まい方』『働き方』を実現する 人中心の都市づくり

都市を取り巻く環境は、人口減少が本格的に進展する中、気候変動に伴う自然災害の激甚化、新型コロナウイルスのまん延など日常の暮らしに目まぐるしい変化をもたらしています。

また、社会経済においては、ICTがより身近になり、新技術が多く生まれるなど都市づくりの面においても多様化した価値観とポストコロナ時代に応じた新しい住まい方、働き方への対応も必要となります。

今後は、人口減少や災害への対応、地域経済の活性化をはじめ、自然や歴史文化などの犬山らしさを活かした新たな価値の創出、歩いて暮らせる身近な生活圏の構築やカーボンニュートラル、SDGsの実現など持続可能な都市づくりを基本として、人が都市づくりの中心となることを念頭に、多様で豊かなヒト、モノ、コトのつながりや交流を通じて、誰もが安心して快適に暮らすことができ、誰もが行きたい、住みたい、働きたいと思う都市『犬山』を目指します。

2 都市づくりの目標

将来都市像の実現に向け、前章で整理した基本的課題を踏まえて都市づくりの目標を定めます。

	基本的課題	都市づくりの目標
人口・都市構造	● 少子高齢化・人口減少下における持続可能な都市構造の形成 ● 身近な生活圏の構築 ● 中心市街地の機能維持・活性化 ● 各地区に点在する拠点機能の強化 ● 既存の集落地などの地域コミュニティの活力維持	● 住みやすく、住み続けられる都市にする ・ 住み慣れた場所で豊かな暮らしが送れるとともに、地域の拠点において活力と賑わいが創出されるよう、公共交通のアクセス性や地域特性に応じた都市機能やコミュニティ機能などを誘導、集積し、市民と来訪者が交流する魅力あふれる持続可能な都市を目指します。 ⇒第5章 将来都市構造
土地利用	● 戸建てや集合住宅など土地利用に応じた良好な居住環境の維持・充実 ● 都市のスポンジ化の抑制 ● 鉄道駅や幹線道路沿道のポテンシャルを活かした商業集積の強化 ● 工業集積が進む工業用地の操業環境の維持・充実 ● 新たな産業立地の促進	● 多様なライフスタイルを実現する ・ 地域特性や既存ストックを活かしながら、まちなか居住のほか、自然や農とのふれあいを求める多自然居住や二地域居住など多様なライフスタイルに応じた居住選択ができる土地利用を目指します。 ● 地域の産業活力を創出する ・ 生活利便性の向上や賑わいの創出に資する商業施設をはじめ、働く場となる新たな産業立地を促進し、地域産業の活性化を目指します。 ⇒第6章-1 土地利用
交通	● 快適に移動できる持続可能な公共交通ネットワークの構築 ● 交通結節機能の強化 ● 環境負荷の少ない都市の構築 ● 広域連携・地域間連携を促進する道路網整備 ● 便利で安全な歩行者・自転車利用空間の形成	● 移動しやすいネットワークを構築する ・ 公共交通、徒歩、自転車など自家用車等に頼らない交通手段により便利に移動できるネットワークの構築を目指すとともに、地域間を繋ぐ幹線道路や歩行空間等の整備・検討を進め、移動しやすい道路空間の形成を目指します。 ⇒第6章-2 交通
市街地整備等	● 定住を促進する暮らしやすい市街地の整備 ● 郊外集落・住宅団地における都市基盤の維持改善 ● 市街化区域における密集市街地や狭あい道路の解消 ● 空き家・空き地の適正な管理や利活用	● 快適で暮らしやすい市街地を形成する ・ 市街地や集落地等における良好な居住環境を維持・確保するとともに、豊かな暮らしを支える都市基盤整備をはじめ、狭あい道路の解消や空き家対策などに取り組み、安全で快適な市街地の形成を目指します。 ⇒第6章-3 市街地整備
都市環境	● 自然との共生と低炭素・循環型社会の形成 ● 公園緑地の保全・活用 ● 歴史文化資源の保全・活用 ● ランドマークとなる景観形成 ● 地域特性を生かした景観形成	● 自然と人との環境共生型の都市にする ・ 豊かな自然環境を保全するとともに、環境負荷の軽減に取り組み、ゼロカーボンシティの実現を目指します。 ● 地域の自然、歴史文化を継承する ・ それぞれの地域固有の自然、歴史文化を保全・継承するとともに、観光・レクリエーション資源として活用します。 ⇒第6章-4 都市環境
都市防災	● 市街地などの防災性向上・安全性確保 ● 想定される災害に対応した地域の避難体制の強化	● “あんき”に暮らせる街にする ・ 防災、減災対策により安心・安全に暮らせる災害に強い都市を目指します。 ⇒第6章-5 都市防災

■都市づくりの目標とSDGsとの関係

視点	都市づくりの目標	関連するSDGsの目標			
人口・都市構造	●住みやすく、住み続けられる都市にする	4 質の高い教育をみんなに 	8 働きがいも経済成長も 	11 住み続けられるまちづくりを 	
土地利用	●多様なライフスタイルを実現する	3 すべての人に健康と福祉を 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	
	●地域の産業活力を創出する	8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	
交通	●移動しやすいネットワークを構築する	3 すべての人に健康と福祉を 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	11 住み続けられるまちづくりを 	13 気候変動に具体的な対策を 
市街地整備等	●快適で暮らしやすい市街地を形成する	6 安全な水とトイレを世界中に 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	
都市環境	●自然と人との環境共生型の都市にする	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	11 住み続けられるまちづくりを 	13 気候変動に具体的な対策を 	15 陸の豊かさも守ろう 
	●地域の自然、歴史文化を継承する	6 安全な水とトイレを世界中に 	8 働きがいも経済成長も 	11 住み続けられるまちづくりを 	15 陸の豊かさも守ろう 
都市防災	●“あんき”に暮らせる街にする	3 すべての人に健康と福祉を 	11 住み続けられるまちづくりを 	13 気候変動に具体的な対策を 	

(出典：国際連合広報センターウェブサイト)

3 計画フレーム

1) 人口フレーム

本市が目指す都市構造を定めるにあたって、将来の市街地規模（土地利用フレーム）の前提となる人口は、第6次犬山市総合計画における人口ビジョンとの整合を図り、令和22年（2040年）に66,500人（令和42年（2060年）に60,000人）を設定します。



■図 人口目標（犬山市人口ビジョン）

2) 土地利用フレーム

①住宅用地

- ・名古屋、岐阜方面との交通利便性を活かし、新たな定住人口と核家族化の進行に伴う世帯数増加に対応するため、新たに必要となる住居系市街地の規模を設定します。
- ・令和 22 年（2040 年）における人口フレーム 66,500 人のうち約 1,200 人は、第 6 次犬山市総合計画に位置づける施策等による出生率の改善（合計特殊出生率 2013 年～2017 年 1.36→2040 年 1.55）や既存ストックの活用といった別枠で対応することとし、それらの人口増分約 1,200 人を差し引いた約 65,300 人を住宅用地の人口フレームとして設定します。
- ・現在の市街化区域の規模では、人口フレームから想定される世帯数を受け入れる住宅地が不足すると見込まれ、その住宅地に相当する現在の市街化区域に収容できない人口は、約 1,900 人と推計されます。
- ・これに対応するため、住宅用地として拡大が必要と見込まれる規模は、**約 40ha** となります。

I. 現市街化区域における 2040 年の可住地人口密度を算出

a. 2015 年の現市街化区域（1,057ha）の可住地人口密度 74.4 人/ha

※2015 年市街化区域人口 49,131 人 ÷ 2015 年市街化区域可住地面積 660.14ha

b. 現市街化区域における 2040 年の可住地人口密度 64.7 人/ha

※世帯分離による人口密度低下や農地・山林の宅地化を考慮して算出（2015 年市街化区域可住地人口密度 74.4 人/ha × 世帯人員変化率 0.840 × 住宅用地増加率 1.036）

※世帯人員変化率は 2005 年から 2020 年の国勢調査による世帯当たり人員の実績値から近似式により将来の世帯当たり人員を推計

※都市計画基礎調査による 2013 年及び 2018 年の土地利用区分別面積から市街化区域内における農地・山林が住宅用地に転換した実績値を基に住宅用地の増加率を設定

II. 2040 年に現市街化区域で収容できる人口を算出

a. 2040 年に現市街化区域で収容できる人口 約 40,700 人

※2040 年市街化区域可住地人口密度 64.7 人/ha × 2040 年市街化区域可住地面積 628.96ha = 40,694 人

III. 2040 年に現市街化区域で収容できない人口を算出

a. 市全体における 2040 年の人口 約 65,300 人

b. 現市街化調整区域における 2040 年の人口 約 22,800 人

※人口減少傾向が今後も同様に継続した場合、2040 年で 22,758 人（2015 年市街化調整区域人口 25,177 人 × 2010-2015 年変化率 0.98⁵）になると推計

c. a から b を差し引いた 2040 年の市街化区域人口 約 42,600 人

※2040 年に目標とする住宅用地の人口フレーム 65,345 人（実数） - 2040 年市街化調整区域人口 22,758 = 42,587 人

d. 2040 年の現市街化区域に収容できる人口 約 40,700 人（再掲）

e. 2040 年に現市街化区域で収容できない人口 約 1,900 人

※2040 年市街化区域人口 42,587 人 - 2040 年現市街化区域に収容できる人口 40,694 人 = 1,893 人

IV. 2040 年までに拡大が必要と見込まれる住宅用地の規模を算出

a. 拡大が必要と見込まれる住宅用地 約 30ha ⇒ 道路などの公共用地を含めると 約 40ha

※現市街化区域に収容できない人口を 2040 年可住地人口密度（64.7 人/ha）で除すること（2040 年に現行市街化区域で収容できない人口 1,893 人 ÷ 64.7 人/ha = 約 30ha）により算出

※県内住宅用地の事例により平均有効宅地率を 75.0%と設定（拡大が必要と見込まれる住宅用地約 30ha ÷ 有効宅地率 0.75 = 40ha）

②産業（商業・工業）用地

- ・都市の活力向上と雇用の創出、生活利便性の向上による定住人口の増加を目指し、広域的な交通利便性を活かした企業誘致、商業施設誘致を進めるため、新たに必要となる産業用地の規模を設定します。
- ・過去の市内総生産（年成長率）の実績値等により、産業用地として拡大が必要と見込まれる規模は、**約 40ha**となります。

I. 将来（2040 年）の市内総生産を推計

a. 2040 年市内総生産 348,667 百万円

※2018 年市内総生産 306,997 百万円に市内総生産の年成長率 0.7%（過去 20 年間の平均値）を乗じることで推計

※市内総生産は、農林水産業、鉱業、公務、教育、保健衛生・社会事業及びその他のサービスは除いた額を対象

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえるため、「ウィズコロナ下での世界・日本経済の展望」三菱総合研究所（2021 年 8 月 17 日）を参照して、2019 年度-0.5% 2020 年度-4.5% 2021 年度+3.2% 2022 年度+2.7%と設定

II. 2040 年敷地当たり市内総生産を推計し、必要となる商業用地及び工業用地面積を算出

a. 2040 年敷地当たり市内総生産 1,198.6 百万円/ha

※2040 年敷地当たり市内総生産は、過去の実績値からのトレンド（2003 年、2007 年、2013 年、2018 年の敷地当たり市内総生産）から近似式により推計

b. 2040 年に必要となる商業用地及び工業用地の面積 約 290ha

※2040 年市内総生産 348,667 百万円 ÷ 2040 年敷地当たり市内総生産 1,198.6 百万円/ha = 291ha

III. 2040 年に拡大が必要と見込まれる産業用地の規模を算出

a. 商業用地及び工業用地面積に対する産業用地（工業専用地域内の工業用地及び 1 ha 以上の商業施設用地）の割合 57.5%（2018 年）

b. 2040 年に必要な産業用地面積 約 170ha

※2040 年に必要となる商業用地及び工業用地の面積 291ha × 産業用地の割合 57.5% = 167ha

c. 拡大が必要と見込まれる産業用地 約 30ha ⇒ 道路などの公共用地を含めると 約 40ha

※2040 年に必要な産業用地面積から 2018 年産業用地面積を差し引くこと（2040 年に必要な産業用地面積 167ha - 2018 年産業用地面積 138.69ha = 28ha）により算出

※県内産業用地の事例の平均により平均有効宅地率を 71.0%と設定（拡大が必要と見込まれる産業用地 28ha ÷ 有効宅地率 0.71 = 39ha）

第5章 将来都市構造

1 都市構造の基本的な考え方

■拠点連携・集約型都市の実現

まちの成り立ちや鉄道駅などの既存ストック、地域資源などに合わせた拠点を配置し、それら各拠点の地域特性を踏まえた生活利便施設などの都市機能や交流・コミュニティ機能の強化・充実（集約）を図り、拠点間が有機的にネットワークすることで、まちの活力向上と多様な交流による賑わいを創出し、豊かに暮らせる都市を形成します。

■定住人口・コミュニティの維持と地域産業の活性化

持続可能な都市づくりの観点から、無秩序な市街地の拡大を抑制することを基本としながら、既存ストックや広域的な交通利便性、観光・地域資源を活かせる区域においては戦略的な土地利用を推進し、定住人口・コミュニティの維持と地域産業の活性化を図ります。

■人と自然、歴史文化が調和した都市の形成

木曽川や東部の丘陵地にある豊かな自然環境や身近な自然とふれあえる環境を守り育てていくとともに、地域固有の歴史文化を保存、活用し、人の暮らしと自然、歴史文化が調和した犬山らしい特色ある地域づくりを図ります。

2 都市構造の要素

将来都市構造の基本的要素は、「拠点」「軸」「ゾーン」の3つで構成します。

■拠点

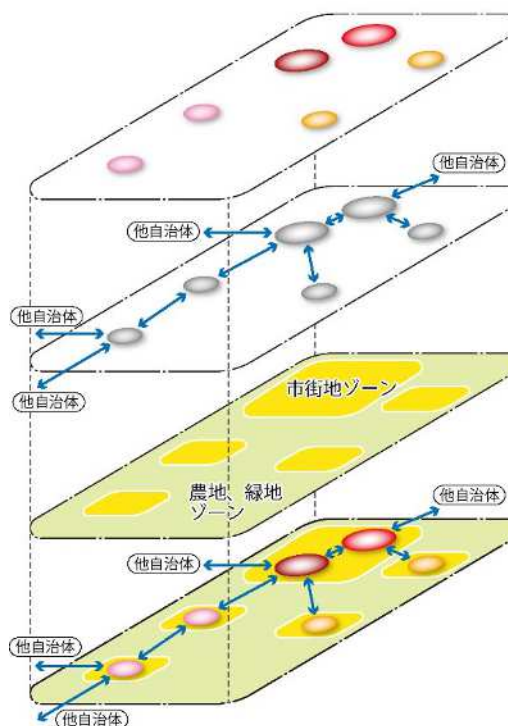
医療・福祉・商業・行政施設などの市民の生活や交流を支える都市機能や産業の活性化につながる都市機能が集まる場所

■軸（ネットワーク）

各拠点の都市機能を補完し合い、連携を図るための主要な道路や公共交通路線

■ゾーン（エリア）

市街地や農地など同じ特性・役割を有する土地利用の方向性を示す面的な広がりのある区域



■図 将来都市構造の基本的要素イメージ

3 都市構造の形成方針

1) 拠点

拠点は、都市の形成過程等を踏まえ、次のように分類します。

■表 拠点の分類（機能等）

凡例	分類	機能等
	都市拠点 (犬山地区)	●犬山の中心市街地で多様なサービスが提供される機能、市役所を始めとする行政機関など高次都市機能が集積する拠点 ●鉄道を中心に多くの市民や来訪者が利用する犬山駅があり、犬山城下町の玄関口となっている
	都市拠点 (橋爪・五郎丸地区)	●国道 41 号を中心に交通利便性に優れ、総合病院と商業施設が集積し、近くには文化会館や体育館が立地する橋爪・五郎丸地区を中心とする拠点 ●市内に不足している商業施設用地や新たな住宅機能の受け皿となる住宅用地を含む都市的な土地利用への転換や新たな鉄道駅設置の可能性を検討するエリアがある
	地区拠点	●都市拠点以外で市内にある市街化区域の中心地であり、都市拠点に次ぐ都市機能が集積する羽黒駅、楽田駅を中心とする拠点
	準地区拠点	●地区拠点ほどの都市機能の集積はないが、鉄道駅や路線バスの停留所があり、生活に身近なサービスを提供する機能が維持される地域の拠点
	コミュニティ拠点	●中山間部やその周辺にある集落の中心地区であり、生活に密着したコミュニティを維持する拠点

2) 軸（ネットワーク）

軸は、公共交通網などネットワークの状況を踏まえ、次のように分類します。

■表 軸の分類（機能等）

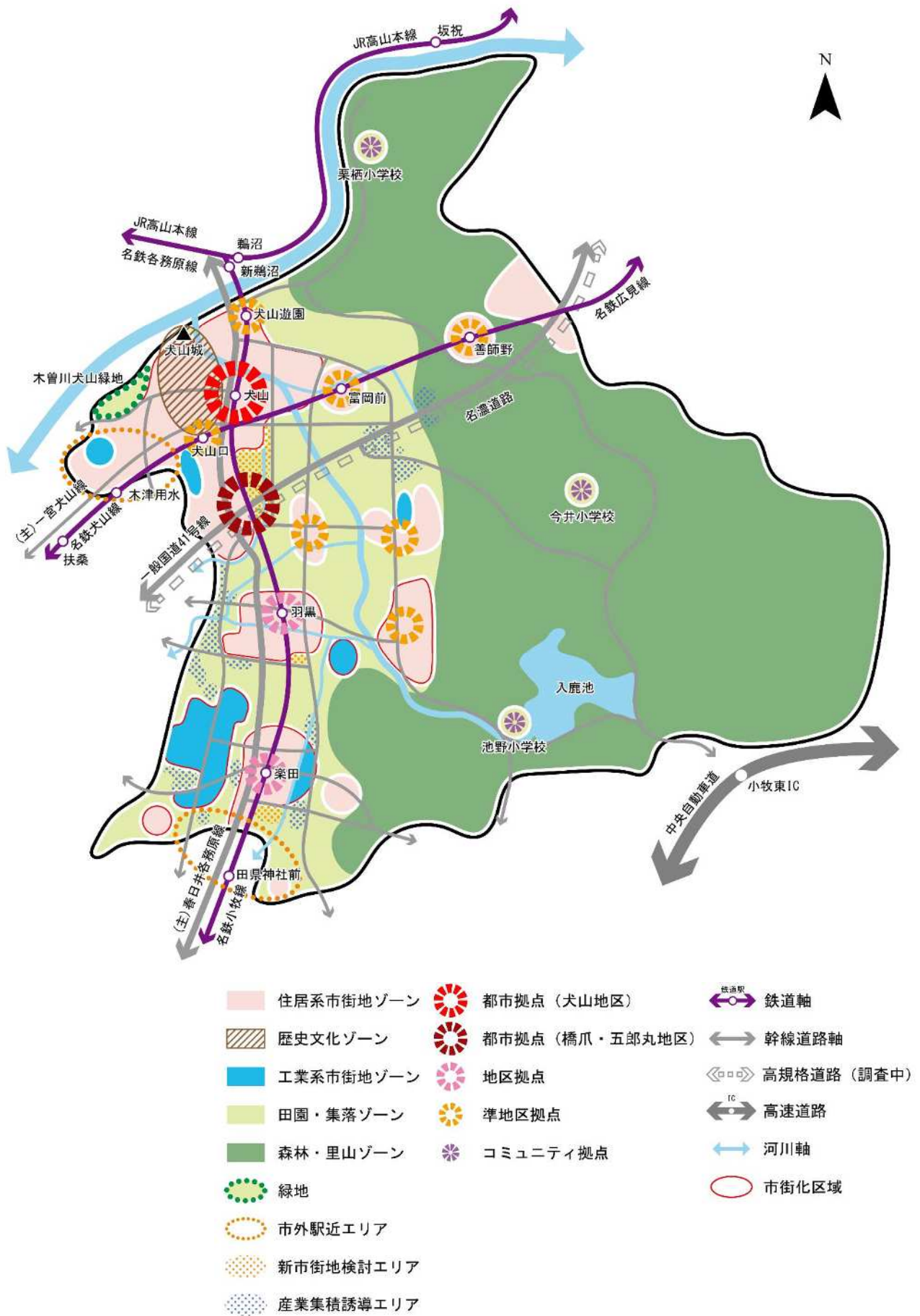
凡例	分類	機能等
	鉄道軸	●名鉄犬山線、名鉄小牧線、名鉄広見線の3路線において、広域的に市民、来訪者の移動を支える ●鉄道駅を中心としたネットワークを形成し、利便性の確保と環境負荷の低減を図る
	公共交通軸	●鉄道駅や各拠点間を繋ぎ市民の生活を支える ●公共交通網による生活利便性の維持・向上を図る
	幹線道路軸	●物流など自動車による広域的な移動を支える ●都市計画道路を中心に道路ネットワークの形成を図る
	河川軸	●木曽川をはじめとする河川により、市民の自然とのふれあいやレクリエーション活動を支える ●散策や観光ができるなど、良好な河川空間の整備を図る

3) ゾーニング（エリア）

ゾーニングは、用途地域や既存ストックの状況などを踏まえ、次のように分類します。

■表 ゾーニングの分類（機能等）

凡例	分類	機能等
	住居系市街地ゾーン	●市街化区域にある既存の住宅地や商業業務地、市街化調整区域の鉄道駅周辺にある住宅地のほか大規模な集落地等がある区域 ●戸建てを中心とした良好な居住環境を形成しつつ、マンションなどの集合住宅の立地、商業機能の維持・活性化により定住人口の維持を図る
	歴史文化ゾーン	●歴史的な町並みが残る城下町周辺の区域 ●犬山祭をはじめとする地域固有の伝統文化や歴史的な町並みが一体となった歴史的風致の維持・向上を図る
	工業系市街地ゾーン	●既存の工場等が集積する区域 ●工場等の操業環境の維持・強化や周辺環境との調和を図る
	田園・集落ゾーン	●平地部や中山間部の周辺にまとまって広がる農地、その周辺に点在する中小規模の集落地等がある区域 ●都市的土地利用との調整を図りながら、適切に農地の保全を図る
	森林・里山ゾーン	●東部の丘陵地の里山集落や広大な森林がある区域 ●里山集落の地域コミュニティの維持と豊かな自然環境や景観の保全を図る ●豊かな自然環境を自然とふれあう体験学習や観光レクリエーションの場として活用する
	市外駅近エリア	●市外にある鉄道駅が市域に近接（概ね徒歩圏内に位置）し、交通便利性等を享受する区域を市外駅近エリアに設定 ●準地区拠点の周辺エリアと同等の位置づけとして定住人口の維持を図る
	新市街地検討エリア	●市街化区域に隣接し、鉄道駅を中心とした公共交通の利便性に優れる区域を新たな市街地検討エリアに設定 ●定住人口の増加に向けた良好な居住環境を有する住宅系新市街地の形成を検討する ●既存の住居系市街地における商業施設の不足を補うとともに、新たな住居系市街地の買い物需要に対応するため、広域交通の利便性が高い幹線道路沿道などにおいて、商業施設用地を中心とした新市街地の形成を検討する
	産業集積誘導エリア	●広域的な交通便利性に優れる幹線道路沿道の地区において産業集積誘導エリアを設定 ●産業の活性化や雇用の増進による定住人口の増加に向けた新たな産業集積を誘導する



■図 将来都市構造図（拠点・ゾーン（エリア））



■図 将来都市構造図（拠点・軸（ネットワーク））

第6章 都市づくりの方針

1 土地利用

1) 拠点ごとの方針

都市づくりの核となるそれぞれの拠点を中心に、軸（ネットワーク）とゾーニング（エリア）の位置づけを踏まえ、拠点ごとに土地利用の基本的な考え方を示します。

①都市拠点（犬山地区）

- ・犬山の中心市街地であり居住・生活の場、就業の場、賑わいの場となる拠点として、多様なサービスが提供される機能、市役所を始めとする行政機関など高次都市機能が集積する拠点を形成します。
- ・犬山駅周辺では、都市基盤の整備・改善や商業活性化施策との連携により市民が利用する商業・業務機能や文化・交流機能の集積を高めます。
- ・居住機能や医療・福祉機能の維持・導入を促し、多様な都市機能との連携を強化することで活気に満ちた豊かに暮らせる拠点づくりを進め、定住人口の維持を図ります。
- ・まちなか居住とゼロカーボンシティの実現を促進するため、歩いて暮らせる生活圏の形成と公共交通の結節機能の強化により過度に自動車交通に依存しない拠点づくりを進めます。
- ・多くの来訪者が訪れる犬山城下町地区においては、犬山駅からの歩行動線など市民や来訪者が安心して安全に歩ける空間の確保を目指すとともに、愛着・親しみ・誇りの持てる歴史的な町並み景観を形成し、歴史文化が調和した中心市街地の形成を図ります。

②都市拠点（橋爪・五郎丸地区）

- ・国道 41 号を中心に交通利便性に優れ、総合病院や商業施設などが集積し、近くには文化会館や体育館が立地する橋爪・五郎丸地区は、新たな都市拠点・交流エリア基本構想を踏まえ、既存の都市機能を結ぶ歩行者ネットワークのあり方や、バスなど公共交通の結節機能の強化・充実のあり方を検討します。
- ・既存施設や幹線道路などの都市基盤を活かし、医療、商業等の身近な生活サービス施設の集積を促進し、地域住民のみならず拠点間での利用を促進します。
- ・国道 41 号の南北に広がる市街化調整区域は、都市拠点としての魅力や生活利便性の向上、交流の促進に向けた商業施設用地を確保するとともに、居住機能の受け皿となる住宅地を整備するなど、周辺の農地との調和に留意しながら、新たな市街地の整備を進めます。また、新市街地整備の進捗状況を踏まえ、将来的な新たな鉄道駅の設置について検討します。

③地区拠点

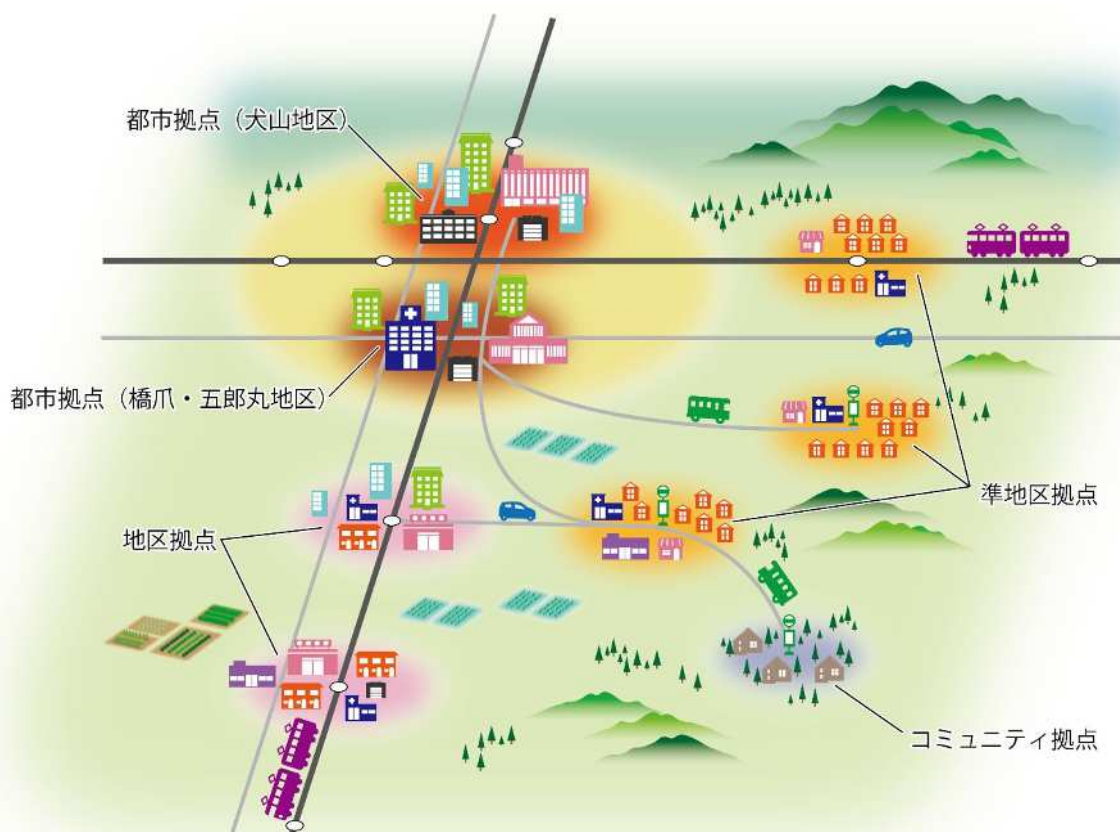
- ・都市拠点に次ぐ都市機能が集積する羽黒駅と楽田駅を中心とした地区は、居住機能の集約立地を進め、医療、商業等の身近な生活サービス施設など都市機能の需要確保、誘導を図りつつ、道路や公共交通ネットワークを強化し移動の利便性向上を図ります。
- ・定住人口の増加に向けた居住機能の集約立地の受け皿として、既成市街地に隣接する新たな住居系市街地の整備を検討します。

④準地区拠点

- ・都市拠点と地区拠点以外の鉄道駅や路線バスの停留所など生活に密着した機能が維持される地域は、定住人口の維持と公共交通の利便性向上により、医療、商業等の身近な生活サービス施設など都市機能の立地を促します。
- ・市街化調整区域において公共公益施設や鉄道駅、都市基盤など一定の既存ストックが整った地域では、新たな定住人口の受け皿として、それら既存ストックを活かした地区計画制度の活用や条例等に基づく住宅の立地緩和により、定住人口とコミュニティの維持を図ります。

⑤コミュニティ拠点

- ・平地部や中山間部にある集落の中心地区は、既存の集落コミュニティを基本として、定住人口の維持により、日常生活に必要な機能の立地など地域の利便性を確保しつつ、日常生活に必要な機能を満たすことができない場合は、コミュニティバスやデマンド型の輸送などにより市街地との生活交通の確保を図ります。
- ・自然や農とのふれあいを求める多自然居住や二地域居住など新たなライフスタイルの受け皿として、優良田園住宅制度の活用など条例等に基づく住宅の立地緩和により、定住人口とコミュニティの維持を図ります。



■図 拠点形成による集約型都市構造のイメージ

2) 土地利用区分ごとの方針

犬山市の市街地等は、まちの成り立ちやこれまでの都市計画により、市街化区域と市街化調整区域に大別されます。多様なサービスが提供される機能、市役所をはじめとする行政機関など高次都市機能が集積する犬山駅周辺の中心市街地を始め、名鉄犬山線や名鉄小牧線の鉄道駅周辺に地域の中心的な商業地が存在し、その縁辺部において工業地が立地しています。

住宅地は中心市街地や鉄道駅の周辺に拡大し、市街化区域内農地の転換により形成された住宅地や郊外型の大規模住宅団地、平地部や中山間部にある集落など多様な居住形態を有しています。

このように、中心市街地、周辺市街地、市街地縁辺、平地部や中山間部の集落地等を始め、生産活動の場でもある農地等や地域資源である森林、自然公園の地域のほか、新たに検討（誘導）する市街地等を区分し、それぞれの土地利用方針を示します。

なお、人口減少社会における典型的な変化である都市空間の低密度化への対応として、特に居住の受け皿となる市街地においては、都市機能の持続的な確保が可能な一定の人口密度を確保しつつ、公園緑地など緑のオープンスペースの創出や家庭菜園ができるゆとりある住宅地の形成など低密度でも豊かに暮らせる土地利用を目指します。

■表 土地利用区分ごとの土地利用イメージ

土地利用区分		土地利用イメージ
中心市街地	商業業務地	商業施設や業務施設（事務所等）、娯楽施設等が主体に立地する地域
	複合住宅地	住宅と商業・業務施設、工場等が複合して立地する地域
周辺市街地	複合住宅地	
	一般住宅地	住宅を主体としつつ、日常生活を支える商業施設等の立地を許容する地域
市街地縁辺部	一般住宅地	
	専用住宅地	戸建ての住宅を主体としつつ、小規模な商業施設等の立地を許容する地域
	工業地	工場や流通施設などの立地を主体とする地域
集落地等	市街化調整区域	平地部や中山間部において農地等や森林等と居住が共生している地域や郊外の住宅団地
農地等	市街化区域 市街化調整区域	生産緑地や農用地などまとまりのある農地が広がる区域
森林等	市街化調整区域	東部丘陵の里山や保安林、飛騨木曾川国定公園区域の森林などが広がる区域

※上記のほか、将来の都市構造のゾーニングに位置付ける「市外駅近エリア」、「新市街地検討エリア」及び「産業集積誘導エリア」を土地利用区分として設定しています。

①中心市街地（商業業務地・複合住宅地）

- ・都市活動の中心となる都市拠点では、市民のみならず来訪者もその利便性を享受できるよう多様で魅力ある商業・業務施設や文化・交流施設など都市機能の複合化を進めるとともに、これらと調和した居住機能の導入を図るため、都市的低未利用地の利活用や**規制の合理化による空き家の建替え促進などの**対策を講じながら、高密度で賑わいのある良質な都市型の土地利用を維持・誘導します。
- ・犬山城下町地区や内田地区の木曽川河畔では、居住環境と商業、観光・交流施設等が共存する商業業務地及び複合住宅地として、町並みとの調和や来訪者の増加に配慮しながら、まちの魅力を高める土地利用を維持・誘導するとともに、良好な町並み景観を形成します。

②周辺市街地（複合住宅地・一般住宅地）

- ・都市拠点や地区拠点の周辺市街地は、鉄道などの交通利便性を活かし、都市的低未利用地の利活用や空き家対策を講じながら、戸建てや集合住宅などの居住機能の導入と、日常生活を支える医療、商業等の生活サービス施設などの立地を主体とした土地利用を維持・誘導します。
- ・住宅地と商業施設や工業等が介在する複合住宅地は、居住環境と営業・操業環境との調和、環境の悪化防止を図り、現状の土地利用を維持しつつ、土地利用の主体が大きく変化する可能性があるなど長期的な視点で見直しの必要性を検討します。
- ・主要な幹線道路沿道については、沿道にふさわしい商業施設等の立地により利便性の向上を図りながら、居住環境と調和した土地利用を維持・誘導します。
- ・古くから形成されてきた市街地の一般住宅地では、生活道路などの都市基盤の充実を図り、歩いて暮らせる快適で安全な居住環境の確保に努めます。

③市街地縁辺部（一般住宅地・専用住宅地・工業地）

- ・市街地縁辺の住宅地では、戸建てを中心とした良好な居住環境を維持しつつ、都市基盤が不十分な地域においては、個々の建て替えや土地利用の機会をとらえた基盤整備を推進し、新たな定住人口の受け皿としての土地利用を誘導します。**低層の専用住宅地における人口減少や高齢化の進展、空き家や低未利用地の増加などの問題を踏まえ、徒歩圏内の生活利便性を高めるため、生活利便施設の立地を可能とする用途地域への変更など、土地利用の見直しを検討します。**
- ・都市の活力を支える工業地では、周辺環境に配慮しつつ、既存機能の充実・拡大、さらなる集積を図り、工業地としての土地利用を維持します。

④集落地等（市街化調整区域）

- ・集落地等においては、無秩序に分散した居住を防ぐとともに、鉄道駅など既存ストックを活かした土地利用や優良田園住宅制度の活用による自然環境や農地等と調和した土地利用など定住人口や地域コミュニティを維持するための秩序ある土地利用を維持・誘導します。
- ・比較的都市基盤が整備された住宅団地については、地区計画など地域づくりのルールにより良好な居住環境を確保します。

⑤農地等（市街化区域・市街化調整区域）

- ・生産緑地地区は都市の貴重なオープンスペースであり、良好な都市農地として保全します。
- ・面的にまとまりのある農用地は、農業生産の基盤であり、防災や景観など多面的な役割を担うことから、鉄道駅や幹線道路沿いなど既存ストックを活かした都市的土地利用との調整に留意しながら、現状の維持・保全を基本に秩序ある土地利用を図ります。

⑥森林等（市街化調整区域）

- ・木曽川や東部の丘陵地、入鹿池周辺を含む飛騨木曽川国定公園（自然公園）区域内にある森林は、豊かな自然環境と景観の保全の観点から現在の土地利用の維持に努めます。
- ・里山にある健康・福祉施設や自然・環境学習施設、観光施設については、現状機能の維持を図りつつ、自然や観光資源を活かした施設の立地など周辺環境と調和した土地利用を誘導します。

⑦市外駅近エリア（市街化区域・市街化調整区域）

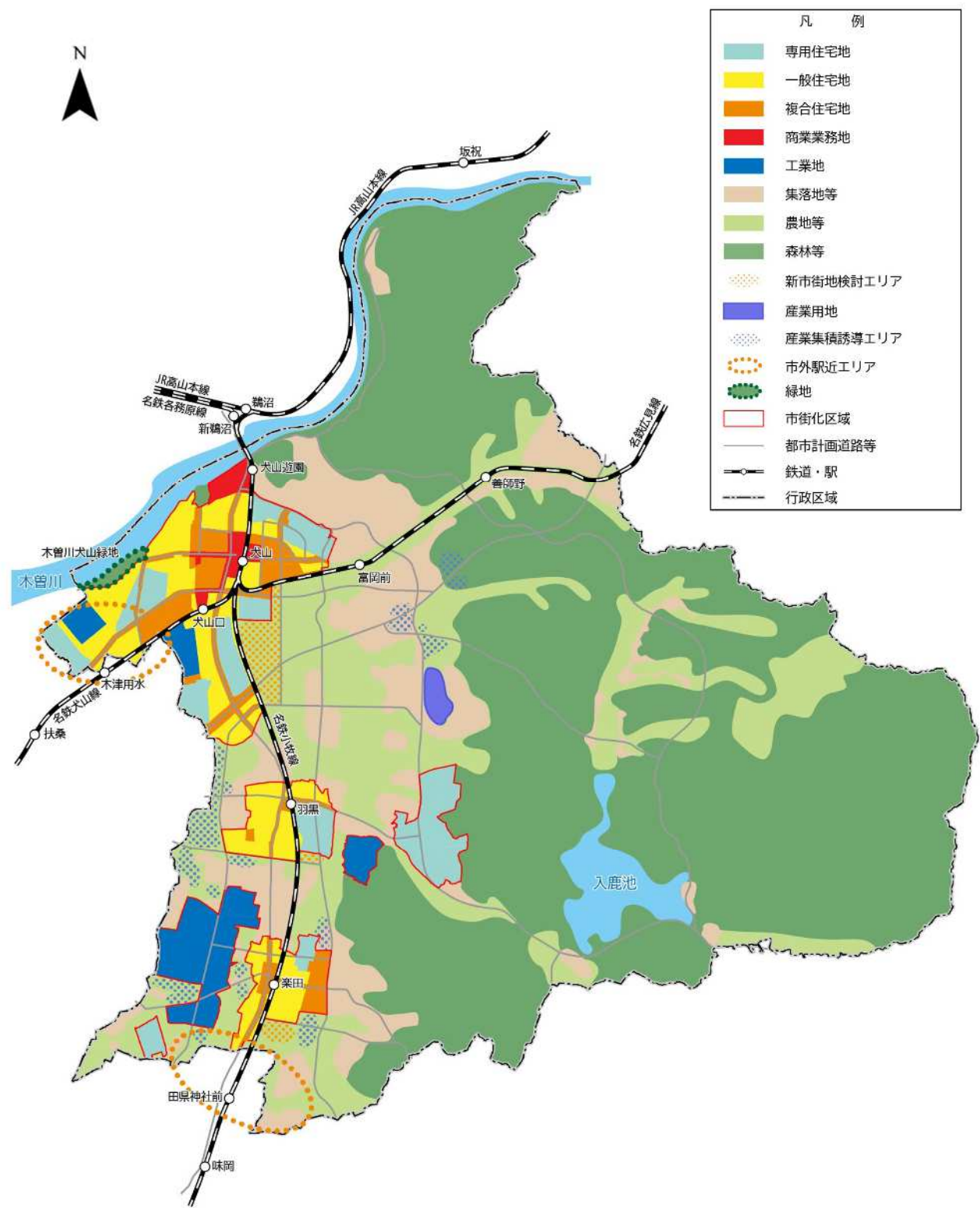
- ・市外にある鉄道駅（木津用水駅及び田県神社前駅）に近接する市域では、鉄道駅周辺における医療、商業等の生活サービス施設など都市機能や市境を超えた生活交通の利便性を享受できる地域として、都市機能の確保や公共交通の利便性向上により定住人口の維持を図ります。
- ・市街化調整区域においては、既存ストックを活かした地区計画制度の活用や条例等に基づく住宅の立地緩和により、定住人口とコミュニティの維持を図ります。

⑧新市街地検討エリア（市街化調整区域）

- ・都市拠点となる犬山地区や橋爪・五郎丸地区の周辺のほか、楽田駅や羽黒駅周辺の市街化区域に隣接するなど既存ストックの活用が可能な地区では、定住人口の増加に向けた居住機能の集約立地の受け皿として、土地所有者等の意向や住宅需要の動向、農地などの周辺環境に配慮しながら、地区計画制度の活用や土地区画整理事業などによる良好な居住環境を有する住居系新市街地の形成を目指します。
- ・橋爪・五郎丸地区では、住居系新市街地のほか、新たな鉄道駅、商業・交流施設の集積など広域的で多様な交流を生む新たな市街地の形成を目指します。

⑨産業集積誘導エリア（市街化調整区域）

- ・既存の産業集積地については、周辺の住宅地や農地などの環境悪化を招くことがないよう現状の操業環境の維持を図ります。
- ・幹線道路沿道など広域的な交通利便性に優れる地区では、土地所有者等の意向や工場等の立地動向、農地などの周辺環境との調和に配慮しながら、**産業の活性化や雇用の増進による定住人口の増加に向けて、新たな産業用地の形成を図ります。産業用地の形成に当たっては、条例等に基づく開発許可による地域振興に寄与する工場・研究所等の立地や、地区計画制度により、工場・研究所・物流施設等の立地を誘導します。**



■図 土地利用方針図

(資料：犬山市)

2 交通

1) 基本的な考え方

日常生活において、自家用車に頼るのではなく公共交通が利用できるよう、既存の鉄道駅やバス路線などを活かした基幹的な公共交通の充実や需要の創出を図り、地域特性に応じた生活交通の確保を進めます。

産業の誘致による新たなまちづくりや居住誘導を図るエリアへの集約に繋げる道路交通ネットワークの整備を進めます。

また、防災やユニバーサルデザインに配慮した都市基盤、歩行空間の確保を進めるとともに、自転車利用を促進するために、安全かつ円滑な交通を確保できる空間を連続的に提供する自転車ネットワーク計画を進めます。

2) 整備方針

①道路

●都市活動を支える道路の整備

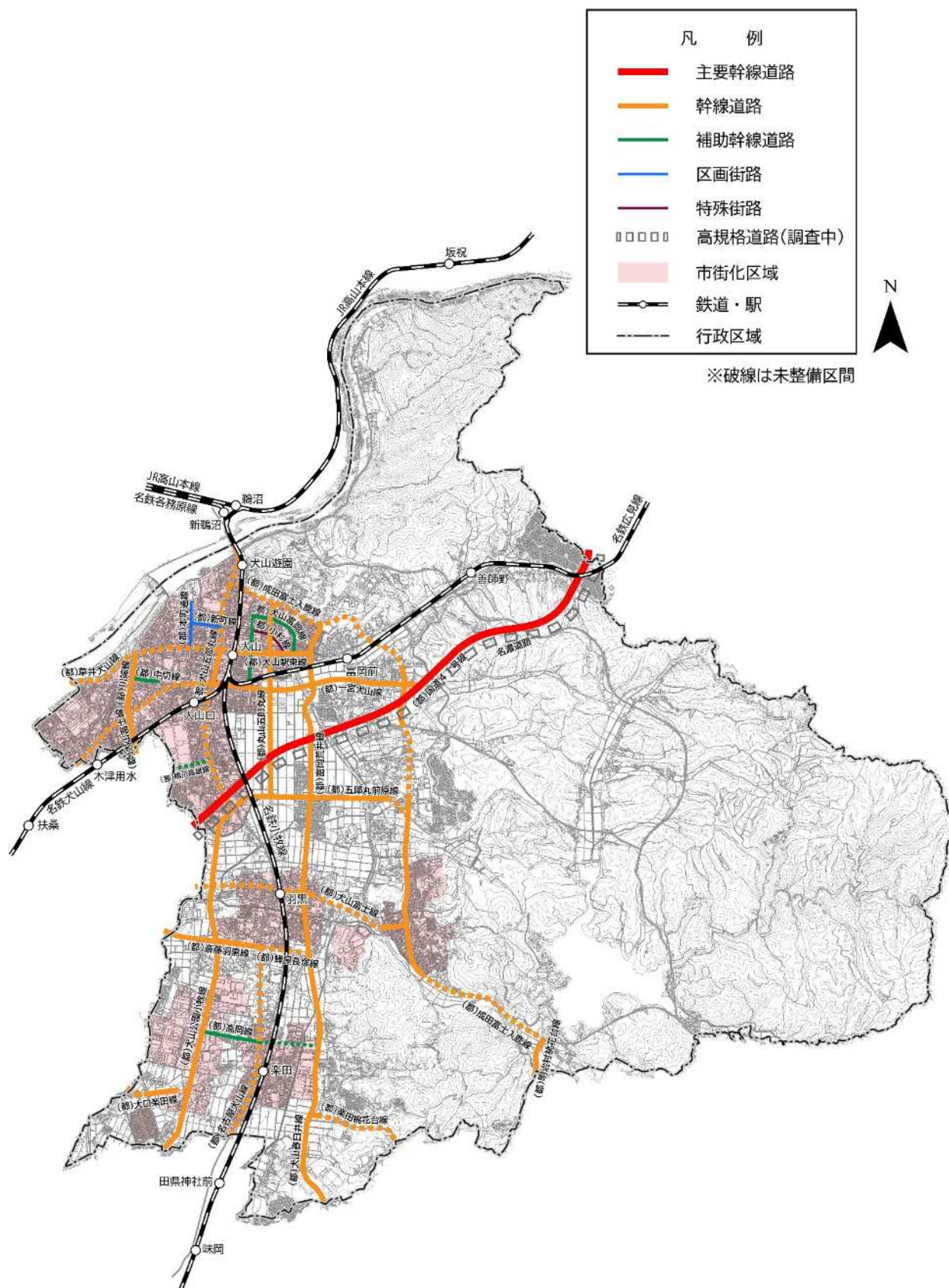
- ・周辺都市を結ぶ自動車交通や通過交通の広域的かつ円滑な交通体系を構築するため、国等に対して高規格道路名濃道路の整備推進を働きかけます。
- ・隣接都市や拠点間の交通の円滑化を図る道路ネットワークを形成するため、(都)成田富士入鹿線をはじめ幹線道路の未整備（未供用）区間の整備を引き続き県に働きかけます。
- ・地域の骨格を形成する道路は、鉄道駅や沿道の土地利用との調整を図りつつ、地域内の安全性の確保とアクセス性を向上させるため、(都)蟬屋長塚線をはじめとした幹線道路やこれらを補完する補助幹線道路の未整備（未供用）区間の整備を推進します。

●安心・安全な道路の整備

- ・都市計画道路を中心に幹線となる道路の整備を推進し、円滑な交通体系の構築を図ることで、生活道路への通過交通を抑制します。
- ・子どもから高齢者、障がいのある人が安心して安全に歩ける歩行空間を確保するため、交通事故の危険箇所や地元要望等を把握し、歩道や交通安全施設の整備を進めるとともに、交通安全教育や啓発活動の充実等により、交通安全意識の高揚に努めます。
- ・通学路における子どもの安全確保については、犬山市通学路交通安全プログラムを通じた交通安全施設の設置のほか、カラー塗装による路面表示など速度抑制の取り組みを推進します。
- ・生活道路の整備については、幅員4メートル未満の狭あい道路の解消など、防災面や地元要望等を考慮して順次整備を進めます。

●必要性和実現性を考慮した都市計画道路の見直し

- ・都市計画道路は長期的な視点や優先度を考慮しながら順次整備が進められているものの、長期未整備となっている路線については、愛知県都市計画道路の見直し方針を踏まえつつ、都市計画道路の必要性や実現性を考慮した機能変更等の見直しを検討します。



■図 道路の配置及び整備方針図

(資料：犬山市)

②歩行者・自転車空間

- ・歩いて暮らせる市街地の形成に向けて、中心市街地や拠点間を結ぶ道路については、安全で快適な歩行者空間を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を検討します。
また、日常移動の利便、安全性の確保やサイクルツーリズムの推進に向けて、自転車ネットワーク路線において、自動車と共存した自転車通行空間の整備を進めます。
- ・犬山城下町地区においては、歴史的な町並みや木曽川沿いの魅力をより一層高めるとともに、犬山駅から城下町、犬山城、木曽川河畔、犬山遊園駅までの回遊性を高めるような魅力的なルートの形成により、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルな地区を目指します。また、「その場の価値」を伝えることができる案内看板（サイン）の設置など犬山市観光戦略に基づく整備や仕掛けづくりを進めることで、城下町地区と木曽川沿い地域とのつながりを強化し、一層の交流を促進します。
- ・里山や水辺空間など豊かな自然環境を活かし、多様な交流・賑わいを創出するため、既存の歩行空間や五条川や新郷瀬川、薬師川沿いの桜並木、緑道、自然歩道を活用したネットワークの形成を促進します。

③公共交通等

●鉄道

- ・鉄道駅周辺における都市機能の集積や環境負荷の少ない都市づくりを推進するため、鉄道の利用を促進します。
- ・名鉄小牧線の全線複線化など輸送機能の強化、サービスの向上を図るため、関係機関への働きかけを行います。また、都市拠点に位置づけた橋爪・五郎丸地区では、新たな鉄道駅設置の可能性を引き続き検討します。

●バス等

- ・市民生活の利便性向上や環境負荷の少ない都市づくりを推進するため、交通事業者や住民などの地域の関係者と連携を図りながら、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする「地域公共交通計画」の策定を行い、市民や来訪者のニーズに配慮した鉄道やバス、タクシー等を含めた総合的な公共交通ネットワークの形成を図ります。

●駅前広場・駐車場等

- ・公共交通機関や自転車の利用促進と利便性の向上を図るため、駅周辺における駐車場、停車スペースや自転車等駐車場の維持・確保を図ります。
- ・犬山駅では、駅西広場の整備やホテルの開業に伴う交流機能の向上や、駅東のからくり広場の利活用によって更なる賑わいの創出を図ります。
- ・犬山遊園駅では、ホテルの開業による新たな賑わいの創出が見込まれるため、案内看板などわかりやすいサインを配置するとともに、木曽川河畔の整備など地域全体を見据えた空間形成を検討します。
- ・犬山口駅、羽黒駅及び楽田駅では、駅前広場の利便性向上や利活用について引き続き検討を進めます。
- ・犬山城下町地区では、駐車場への適切な案内・誘導により地区内への自動車の過度な進入の抑制を図ります。

3 市街地整備等

1) 基本的な考え方

都市機能を集積・維持する鉄道駅を中心とした拠点形成や、日常生活の中心施設を有する拠点や各拠点とのネットワークの形成を図るため、それら周辺に居住を誘導するとともに、良好な居住環境の維持・確保を基本としつつ、新たな住宅地や産業用地の立地状況に配慮した計画的な都市基盤整備を図ります。

また、都市の空洞化を抑制するため、都市的低未利用地や空き家などの既存ストックの利活用について、民間の資本やノウハウを活かした官民連携（PPP）の取り組みも進めます。

2) 整備方針

①拠点市街地

- ・犬山駅（犬山口駅や犬山遊園駅の周辺を含む）、羽黒駅、楽田駅及び橋爪・五郎丸地区周辺の市の中心となる拠点においては、市内各地域からの交通アクセスの良さを活かし、商業・業務機能の集積や居住機能や医療・福祉、文化機能などの都市機能の維持・導入を促し、鉄道駅や主要な都市機能を有する施設までの交通手段の維持、確保、道路ネットワークの整備を推進します。また、拠点の活性化や良好な住宅供給に向けて、機動的かつ柔軟な市街地再整備を民間事業者の動向を踏まえながら検討します。

②歴史的市街地（犬山城下町地区）

- ・犬山城下町地区は、城下町が形成された当時の町割りを残す地区であるため、歴史的な町並みを維持しながら、老朽化が進む木造建築物の改修、未接道地の解消、規制の合理化による空き家対策を促進し、歴史文化が調和した良好な市街地の形成に向けた取り組みを進めます。

③住宅密集地

- ・古くから形成されてきた市街地は、耐震基準が導入される以前からの古い建物が多く分布し、幅員4メートル未満の狭あい道路も多く存在することから、個々の建て替え等の機会をとらえた道路幅員の確保や周辺にある土地の集合化等による未接道地の解消など安全で住みやすい市街地の形成に向けた取り組みを進めます。

④区画整理施行市街地・住宅団地

- ・土地区画整理事業や住宅団地開発により計画的な整備が行われた地区については、現在の市街地形態を維持し、地区計画等による地域づくりのルールを活用し、建築物の高さや用途制限の実施、敷地内緑化の促進等による良好な居住環境の維持・確保を促進します。

⑤基盤未整備市街地

- ・計画的な整備が行われておらず、都市基盤が不十分な市街地については、新たな住宅立地の誘導と居住環境の向上を図るため、生活道路の整備や幅員4メートル未満の狭あい道路の解消を順次進めます。
- ・丸山地区や橋爪・五郎丸地区の地区計画区域では、計画的な土地利用を促進するため、路線ごとの道路整備を検討するとともに、個々の建て替えによるセットバック用地の取得を引き続き推進します。

⑥新たに整備（誘導）する市街地等

- ・新市街地検討エリア及び産業集積誘導エリアに位置づけられた地域では、土地所有者等をはじめ関係者との合意形成の状況を踏まえながら、土地利用フレームに定めた住宅用地及び産業用地の規模の範囲内で、民間開発の適切な誘導を図りつつ、地区計画制度の活用や土地区画整理事業など計画的な市街地整備を図ります。
- ・市街化調整区域の集落地や住宅団地においては、地区計画制度の活用や条例等に基づく住宅の立地基準により秩序ある良好な居住環境の確保を図ります。

⑦市営住宅の管理

- ・既存の市営住宅は、適切に維持管理する反面、それら全てにおいて老朽化が著しいため、居住者との調整を図りながら、縮小、集約移転、廃止を検討するとともに、廃止後の用地については、社会情勢を踏まえつつ、公共施設用地や民間施設などへの活用を計画的に進めます。

⑧既存住宅の適正管理と活用

- ・既存住宅の安全性や居住環境の維持・向上を図るため、建物の耐震化や空き家の適正管理を建物所有者に促し、県や関係者と協力した支援を推進します。
- ・増加傾向にある空き家については、重要な資源として流通、利活用を図るため、犬山市空家等対策計画に基づき、空き家を取得するメリット等の情報発信に努めるとともに、空き家バンク制度の活用を促進します。

4 都市環境

1) 基本的な考え方

将来にわたり快適で豊かな都市環境を継承するため、行政、市民、企業等が環境配慮意識を共有し、協働して良好な都市及び自然環境を形成し、環境負荷の少ない、低炭素、循環型社会の形成を目指します。

また、豊かな森林や農地、河川などの水辺、史跡等の文化財や社寺などに見られるまとまりのある緑など自然資源の保全と活用を図るとともに、公園緑地など公共公益施設の維持・整備を適切に行い、これらの既存の資源に備わった防災や景観などの多面性を有効に活用し、地域特性に応じたうるおいある都市環境の形成を進めます。

2) 整備方針

①水と緑のネットワーク

- ・木曽川や東部の丘陵地、入鹿池など本市の骨格となる緑を背景に、地域の歴史文化などと調和した緑と、市街地の既存の歩行空間や川沿いの桜並木、緑道等の空間を活用するとともに、公園緑地や街路樹を適切に維持・整備することで、市全体の一体的な水と緑のネットワークを形成します。

②水と緑の保全・活用

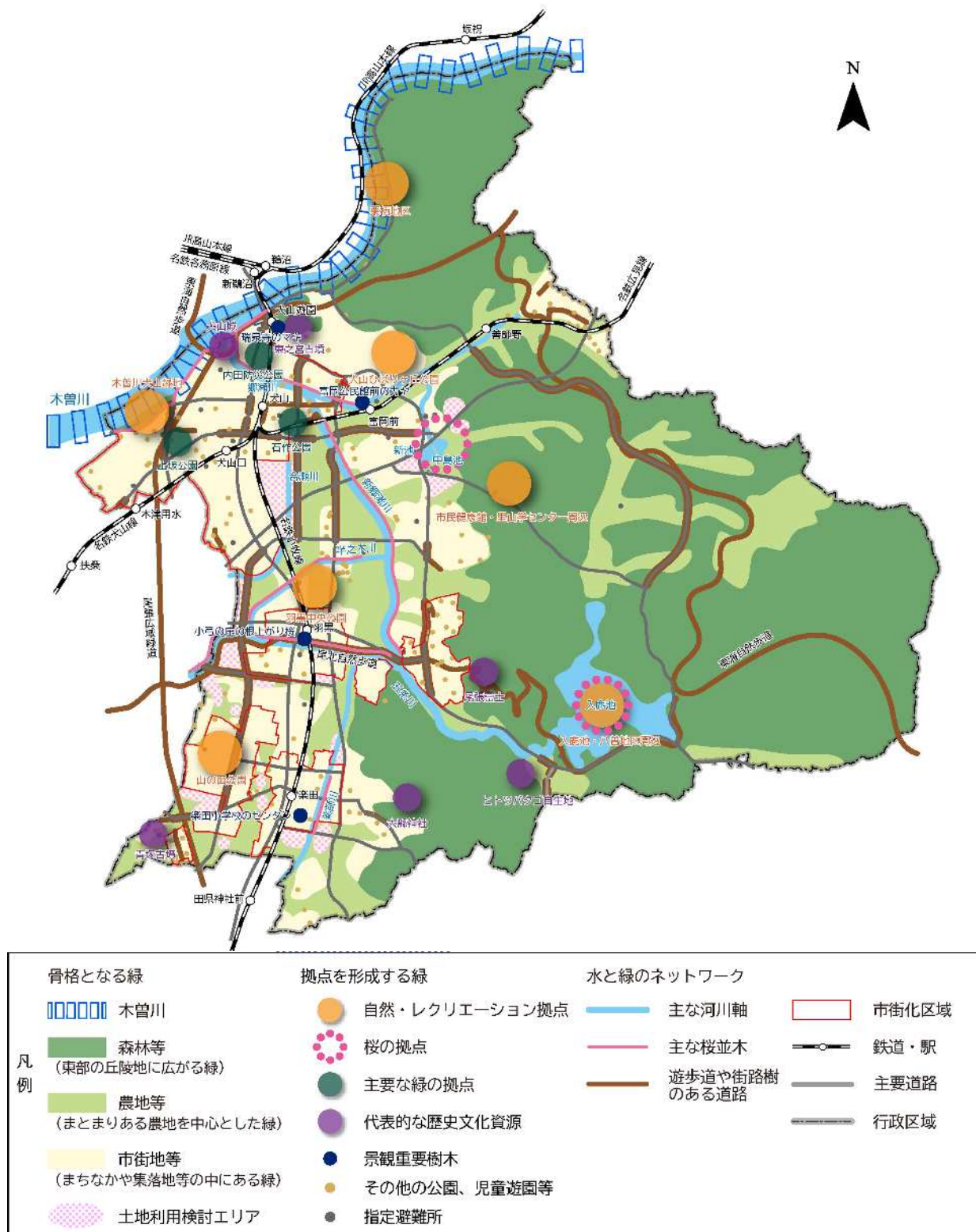
- ・木曽川や東部の丘陵地、入鹿池など本市の骨格となる緑をはじめとする豊かな自然環境の保全に努めるとともに、これらの自然を憩いや学び、遊びの場として活用し、交流の促進や環境意識の啓発・向上を図ります。
- ・史跡等の文化財や社寺などに見られるまとまりのある緑や生産緑地等の身近な緑、市街化調整区域における農地や里山など多面的な機能を有した緑は、都市的土地利用との調整を図りながら、現状の維持・保全、活用に努めます。

③都市公園

- ・地区計画など市街地整備に合わせた適切な公園整備を図るとともに、地区公園や近隣公園など規模の大きな公園を中心に、多様化するニーズを踏まえつつ、民間活力の導入検討など公園施設の魅力を高める取り組みを進め、より一層市民に親しまれる憩いの場の形成を目指します。
- ・既存の公園施設については、利用実態を適切に把握し、より利用者の視点に立った管理を行います。また、日常点検による現状把握に努め、老朽化に対する施設の修繕・更新及び費用の平準化を図る計画保全を進めます。
- ・街区公園やちびっこ広場等の地域に密着した公園緑地は、地域住民の参画による維持・保全を行い、地域が主体となった都市環境の充実を図ります。
- ・公園緑地が不足している市街地にあっては、子どもや子育て世代などが暮らしやすい環境の確保に向けて、地域のニーズを踏まえながら長期的な視点で公園緑地の設置を検討します。

④緑化

- ・ 公共施設の緑を管理・保全し低炭素化の取り組みを進めます。
- ・ 住宅や工場、事業所などの生活に身近な緑の充実を図るとともに、規模の大きな住宅地や工業地の開発にあたっては、地区計画制度を活用するなど緑化の推進を図り、環境負荷の少ない都市の実現に向けた啓発を推進します。



■図 緑の配置方針図

(資料：犬山市)

⑤河川・用水路

- ・県管理の郷瀬川、新郷瀬川については、郷瀬川圏域河川整備計画に基づき、河道拡幅や護岸などの整備を県に働きかけます。
- ・県管理の合瀬川については、断面を拡大した木津用水の流下能力を確保するため、新川圏域河川整備計画に基づき、河川改修の早期完了を県に働きかけます。また、荒井堰で分流される新木津用水路の排水能力を向上させるため、早期の改修完了を国に働きかけます。
- ・市内を流れる河川の維持補修にあたっては、段差の解消や草の生える環境ブロックを使用するなど、生態系や環境の保全・再生に配慮します。

⑥下水道、その他公共公益施設等

●公共下水道等

<生活排水>

- ・既存の公共下水道は、ストックマネジメント計画等に基づき、更生工事による長寿命化と老朽化に伴う更新の両面から対策を進めます。
- ・公共下水道の五条川左岸処理区では、市街化区域の整備が概ね完了する見込みであり、市街化調整区域の前原台団地における整備を引き続き進めます。
- ・五条川右岸処理区では、坂下・上坂地区など未整備地区の整備を順次進めます。
- ・入鹿神尾地区の農業集落排水は、浄化センターをはじめ処理施設の適切な維持管理を行います。
- ・公共下水道や農業集落排水の計画的な整備が見込まれない区域の住宅、事業所については、合併浄化槽の設置を誘導し、良好な生活環境の保全に努めます。

<雨水排水>

- ・効率的な浸水被害の軽減を図るため、新川流域水害対策基本計画に基づき、下水道整備や雨水浸透貯留施設の設置など流域の総合治水に取り組みます。
- ・公共下水道については、事業計画（雨水）の策定が完了した五ヶ村排水区において、雨水幹線や貯留施設の整備を進めます。
- ・公共下水道以外では、雨水貯留施設の整備が義務付けられている一定規模以上の土地の開発・造成のほか、自己の住宅敷地については雨水貯留浸透施設補助の活用を推奨し、浸水被害の軽減に努めます。

⑦供給処理施設等

- ・3市2町の共同施設である尾張北部聖苑（火葬場）については、適切な維持管理を進め長寿命化を図ります。
- ・尾張北部環境組合（2市2町）による新たなごみ処理施設の整備を進めるとともに、安定したごみ処理のため、都市美化センター（ごみ処理施設）については、計画的に延命化を図ります。

⑧その他公共公益施設

- ・公共公益施設においては、持続可能な都市経営の観点から、犬山市公共施設等総合管理計画での位置づけを踏まえた施設の適正配置に努めるとともに、バリアフリーやユニバーサルデザイン、CO₂の削減など、多様性や環境に配慮した施設機能の維持・強化を図ります。

⑨景観

●景観計画

- ・景観形成にあたっては、それぞれの地域の特色や景観的特性を生かし、自然景観の保全も含めて、まちづくりを通じた景観づくりを進めるものとし、具体的な景観形成の方針については犬山市景観計画において定めるとともに、広域的な観点では木曽川景観基本計画に基づき、各務原市と連携を図りながら良好な景観づくりを進めます。

●景観の保全・育成

<骨格となる自然景観>

- ・木曽川や東部の丘陵地といった雄大な自然のほか、市街地を流れる郷瀬川や五条川などの河川、入鹿池をはじめ丘陵地帯に数多く分布するため池群、優良な農地が広がる田園地帯など、都市の骨格となる自然景観の保全を図ります。
- ・木曽川や東部丘陵は、近隣市町を含めて景観構成上の骨格となる要素として位置づけ、特色ある景観形成を広域的に取り組みます。

<身近な水辺や緑の景観>

- ・居住環境の身近にある河川やため池などの水辺や田園、里山については、生態系への配慮を十分に意識した上で保全を図るとともに、水と緑を相互に関連づけ、暮らしに身近な存在として、心の豊かさやゆとりをもたらしてくれる景観形成を進めます。

<歴史に育まれた特徴ある景観>

- ・ランドマークである犬山城とともに、江戸時代の町割りを残す城下町の町並み等や、地域固有の歴史文化資源、それらにまつわる祭や行事など長く受け継がれてきた伝統・文化を保全し、犬山市歴史的風致維持向上計画や犬山市観光戦略などと整合を図りながら、愛着や誇りを持てる景観づくりを促進します。
- ・特に犬山城下町地区では、景観形成に寄与する建築物や歴史的建築物の保全を図るとともに、城下町にふさわしい町並み景観の形成を図るため、建築物の高さや色彩などの適切な誘導を図りつつ、景観地区等の都市計画による規制などについて検討を進めます。
- ・国宝犬山城天守を含む近世城郭の天守群による世界文化遺産登録に向けて、犬山城周辺の景観や環境を保全するために設ける緩衝地帯（バッファゾーン）のあり方を検討します。

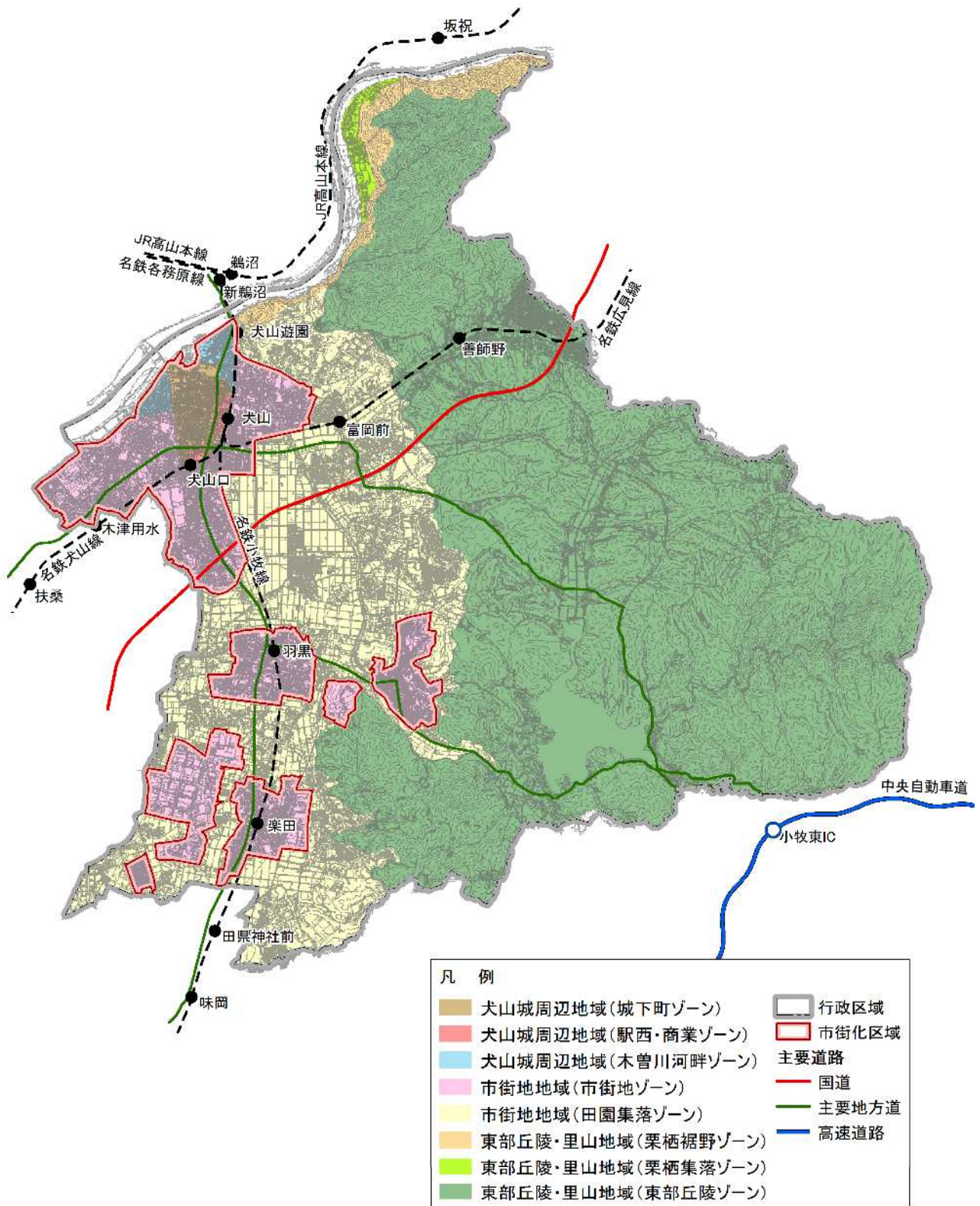
●市街地における景観

<商業・業務地等の景観>

- ・商業地では、市民や来訪者が歩いて楽しめる、賑わいに満ちた景観を、工業地では、周囲の自然や周辺との調和を意識した形態意匠や緑化による潤いある景観形成を図ります。
- ・商業地などに多くみられる屋外広告物は、賑わいを創出する効果がある一方、歴史的な町並みなどの周辺では景観の阻害要因になるため、表示物について指導を行います。

<住宅地の景観>

- ・住宅地においては、住民や事業者の景観意識の啓発・向上を図り、それぞれの地域文化を守りながら、道路、公園などの公共空間と一体となった質の高い景観形成を図ります。



■図 景観形成方針図

(資料：犬山市)

5 都市防災

1) 基本的な考え方

災害時の被害を最小限に抑え、都市全体の機能が停止しないよう、地域ごとの災害特性を踏まえ、拠点ごとの防災能力の向上と拠点間との連携を図り、「あんき」に暮らせる都市構造を目指します。

また、地域ごとの災害リスクについて、市民同士、市民と行政がリスクやお互いの役割を理解し合い、自助・共助・公助の連携による防災意識を向上し、結果として市全体の防災能力を高めるとともに、道路や公園、避難や応急活動の拠点となる公共施設の防災能力の向上と土地利用や居住の誘導などによる災害に強い都市づくりを推進します。

さらに、市街地での災害リスクの特性を踏まえ、本市の立地適正化計画（防災指針）に位置づけた、居住を誘導する市街地におけるリスク低減策についても重点的に取り組みます。

2) 整備方針

①拠点の防災能力と連携の強化

- ・市役所が立地する都市拠点（犬山駅周辺の中心市街地）を核として、各拠点での防災能力の向上を図りつつ、各拠点において代替性が保持できるような都市基盤整備を図ります。
- ・災害時には、国道 41 号と主要地方道春日井各務原線、一宮犬山線が緊急時の輸送路となり、それらの多重性を確保し、災害支援のための道路ネットワークの構築を図ります。

②居住環境における防災機能の向上

- ・救援活動の拠点となる公共施設の防災能力の向上や災害時を想定した防災情報網、避難経路の確保・充実を図ります。
- ・市街地においては、災害時における延焼防止や円滑な消火・救援・救助活動等を支えるため、生産緑地などオープンスペースの確保、狭あい道路の解消を図りつつ、建物の耐震化や不燃化、ブロック塀の倒壊対策等を促進し、市街地の防災機能の向上に努めます。
- ・犬山城下町をはじめ古くから形成されてきた木造住宅が密集する市街地においては、地域の歴史的な背景などその特性に配慮した防災対策の推進や市民と行政が一体となって防災力の向上を図ります。
- ・防火水槽や消火栓など地域に身近な防災施設等については、災害時にその機能が十分に発揮されるよう適正に配置し、管理します。
- ・土地利用の観点では、災害の危険性が低いエリアへの居住誘導や、災害の危険性が高いエリアでの開発規制など対策を講じます。

③都市の総合的な浸水対策

- ・洪水の浸水リスクは、計画規模で想定されている浸水に対しては、河川管理者と連携して河川の改修整備を促進することで、浸水リスクの軽減、防止を図ります。
- ・想定最大規模で想定されている浸水や河岸浸食・氾濫流による家屋倒壊等に対しては、早期の避難行動につながる情報の充実や警戒避難体制の強化等のソフト対策を中心に人的被害の軽減を図ります。
- ・河川周辺にまとまって広がる農地は、市街地への浸水抑制や水流を減衰する緩衝帯として機能することから、特に浸水被害が想定される区域での無秩序な土地利用を抑制し、適切に維持・保全を図ります。
- ・洪水・雨水出水による浸水リスクに対しては、段階的な雨水排水施設の整備や雨水の流出抑制施策を推進します。
- ・河川管理者だけでなく、氾濫域も含めた周辺自治体などと連携した、流域治水を推進します。

④総合的な治山・治水対策の推進

- ・水害防止のため、保水・遊水機能を有する森林やため池、農地等の維持管理を継続的に進め、その保全に努めます。
- ・集落地等が近接する山地災害の発生の危険性が高い地域においては、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、緩衝帯となる森林を適切に保全するとともに、土砂災害防止法に基づく指定区域における対策工事の事業化を県に働きかけつつ、それらの区域での宅地化を抑制します。

⑤ライフラインの防災性の向上

- ・上下水道などのライフラインの計画的な耐震化を進め、災害時において安定した機能の確保に努めます。

⑥復興まちづくりの事前準備

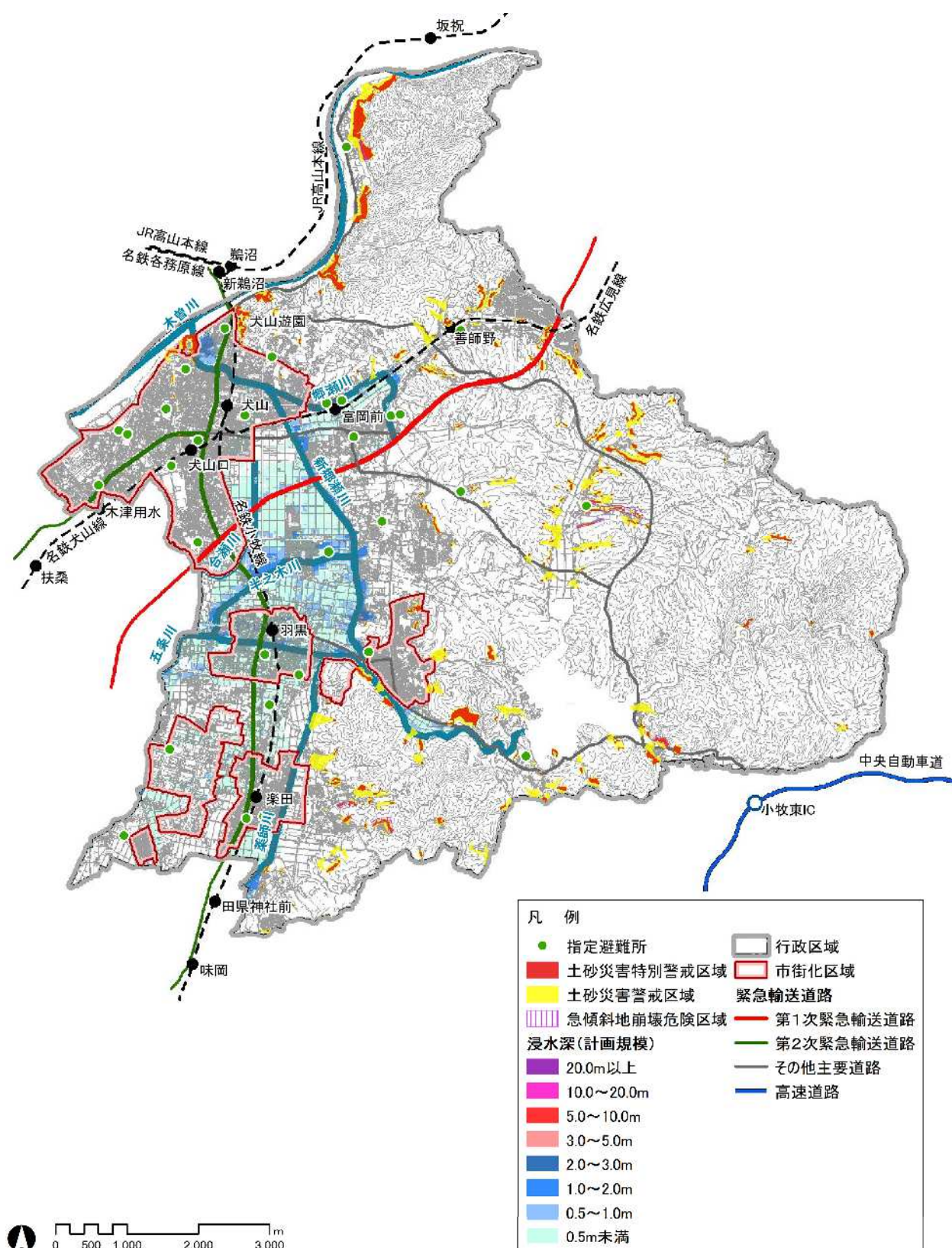
- ・地震や水害等による被災後、早期かつ計画的に復興まちづくりを進めるため、被災時の体制、手順の明確化など復興事前準備の取り組みを進めます。

⑦地域主体の防災体制の強化

- ・地域の民間事業者との災害連携や、町内単位にある小規模な公園・広場などについても一時避難場所として位置付けるとともに、地域に密着した消防防災の要となる消防団組織の活性化をはじめ、自治防災組織や地域コミュニティの防災活動を支援し、地域主体の自助・共助による防災体制の強化を図ります。

⑧防犯対策

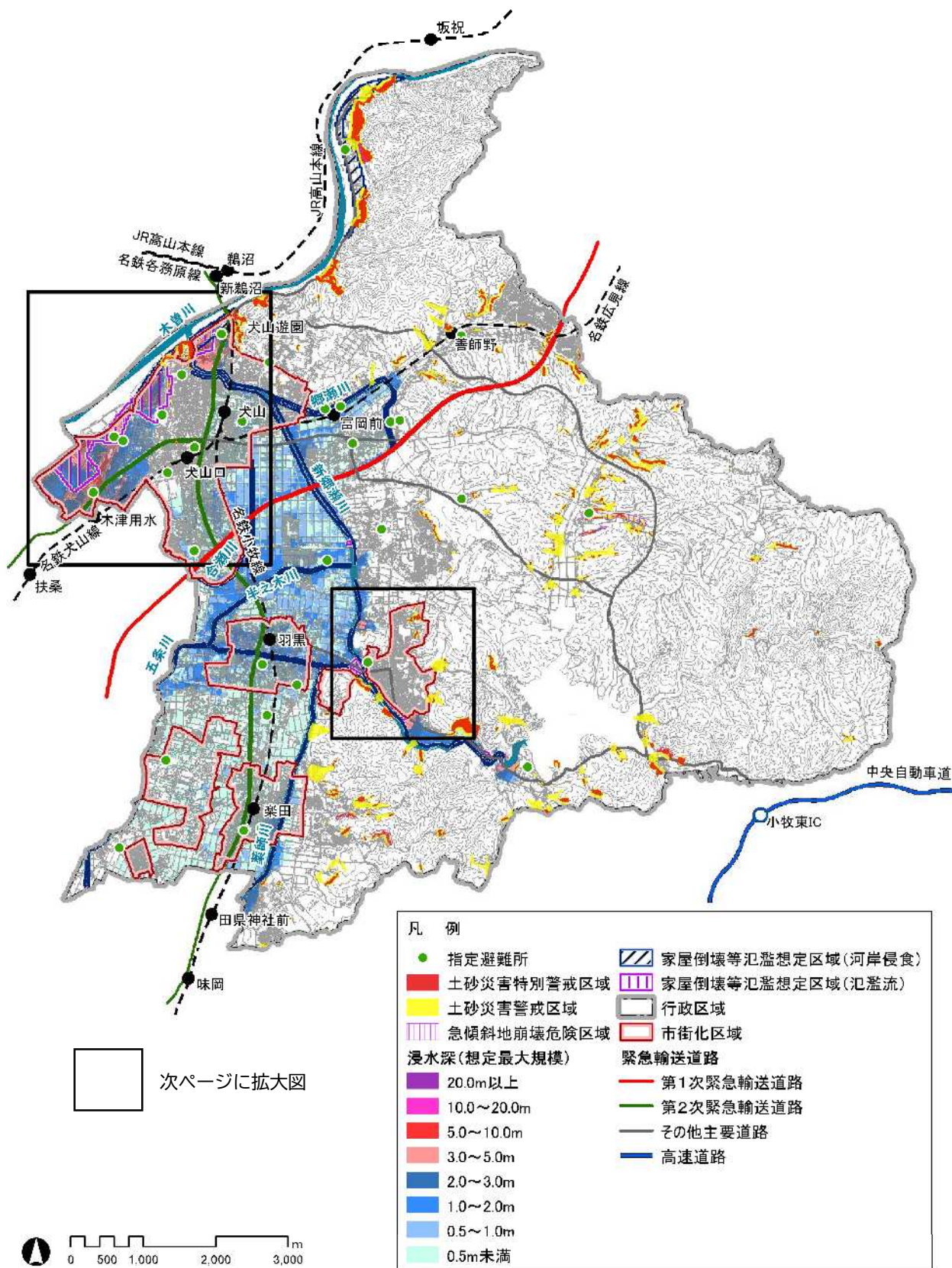
- ・地域コミュニティの充実や活性化を図ることで、地域コミュニティが中心となった防犯体制を強化するとともに、防犯カメラの設置や街路灯、公園等を適切に管理し、犯罪を未然に防ぐ対策を講じます。



計画規模（L1）における浸水想定区域と土砂災害（特別）警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域の重ね合わせ図

■図 各種ハザードの重ね合わせ

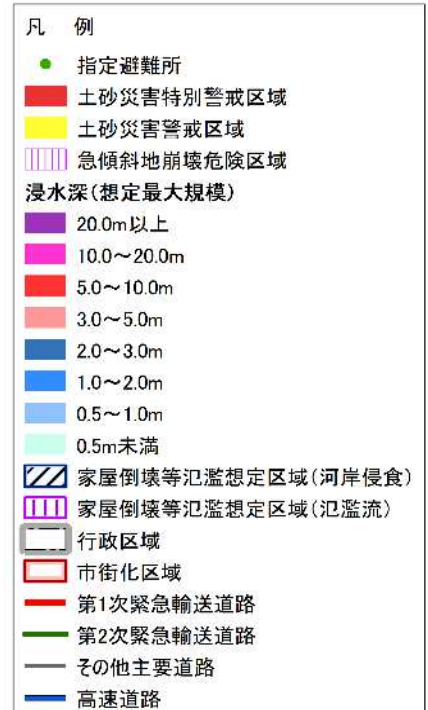
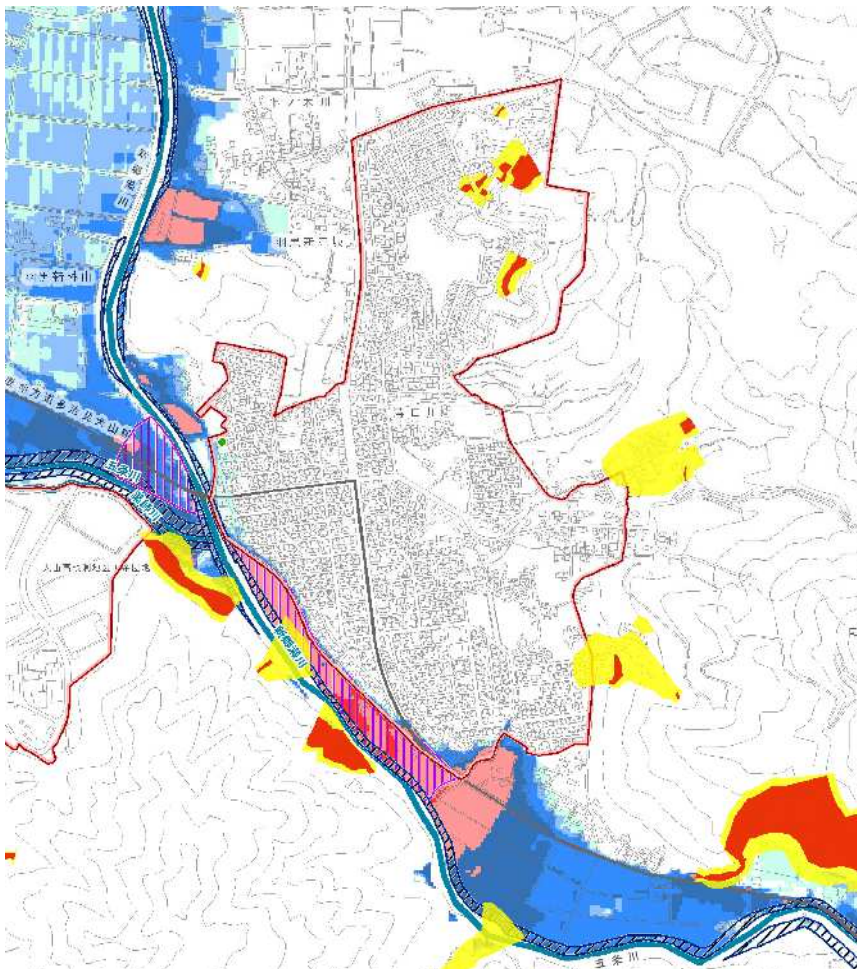
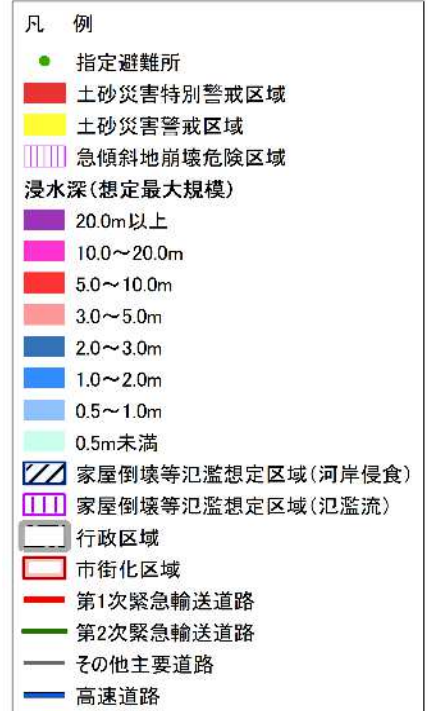
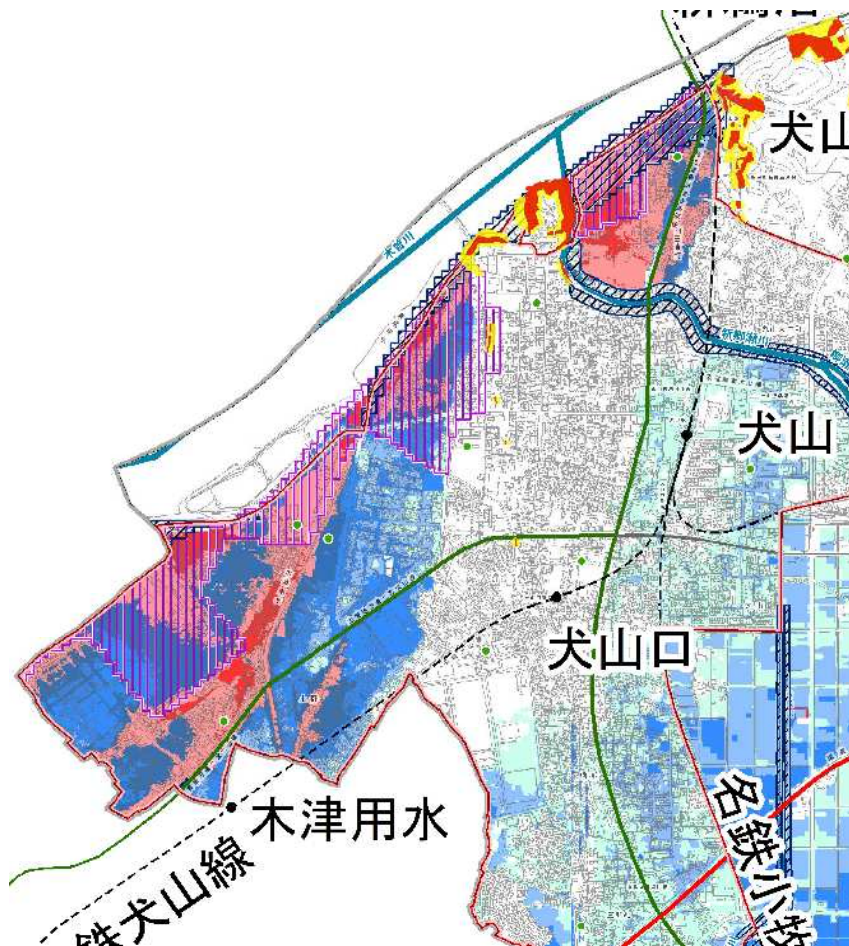
（資料：土砂災害関連：愛知県砂防課、愛知県オープンデータ、洪水関連：木曽川上流河川事務所、愛知県河川課）



想定最大規模（L2）における浸水想定区域と土砂災害（特別）警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域の重ね合わせ図

■図 各種ハザードの重ね合わせ

（資料：土砂災害関連：愛知県砂防課、愛知県オープンデータ、洪水関連：木曽川上流河川事務所、愛知県河川課）



(資料：土砂災害関連：愛知県砂防課、愛知県オープンデータ、洪水関連：木曽川上流河川事務所、愛知県河川課)